

NPO 法人日本消化器がん検診精度管理評価機構
2021 年度春期理事会議事録

今回の理事会は定款第 33 条に基づき理事長代行が招集し、対面ではなく第 36 条に基づき書面、ファクシミリあるいは電磁的方法をもって表決が行われた。

参加者数：理事総数 58 名中書面表決 44 名

- 1 第 1 号議案：2021 年度事業計画・予算案の件(表 1,2, 別添資料 1)
- 2 第 2 号議案：胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度規程および読影部門 B 資格検定制度規程の改定案の件
- 3 第 3 号議案：東北支部医師代表、関東甲信越支部・中国四国支部技師代表交代の件
- 4 第 4 号議案：役員(理事・監事)再任および新規理事候補の件

いずれの議案についても表決者全員の賛成をもって可決された。

付記：馬場理事長の退任に伴い、近日中に臨時総会・理事会を開催いたします

2020 年度会計監査報告

収益に関して

- ・検定試験の中止に伴い、検定試験受験料及び証明証料の納入が無い
- ・2020 年度の収入は会費収入と、X 線検診精度管理・評価委員会が主催した胃 X 線読影勉強会の受講料がほとんどを占めている

費用に関して

- ・検定試験の中止を受け、支出も抑えられている
- ・会場費として計上されたのはキャンセル料である
- ・運営費として計上されているもののほとんどは、e-ラーニングシステムの管理保守に関するものである
- ・租税公課として計上されているものは消費税である

2020 年度の決算は 359 万円の赤字となった

2021 年度に向けても厳しい財政状況となることが想定される

監事の前田先生より以下のご発言があった

- ・ web を用いた学術集会の開催
- ・ zoom などのアプリを用いた理事会の開催

2021 年 6 月 22 日

理事長代行 杉野 吉則
議事録署名人 理事 仲村 明恒
理事 重松 綾

NPO精管構 予算案 (概算提示)

	2020年度 予算案			2021年度 予算案			
	収入	支出	収支	収入	支出	収支	
X線検診精度管理・評価委員会	13,180,000	12,745,000	435,000	600,000	12,301,000	-11,701,000	
胃がんX線検診 検定試験に関する事業	13,000,000	10,850,000	2,150,000	0	7,200,000	-7,200,000	
① 技術・読影部門B資格検定試験関係 新規更新	13,000,000	7,700,000	5,300,000	0	7,200,000		2020年度返金含む
② 検定試験実施委員会		1,150,000	-1,150,000			0	
③ 技能検定試験官候補者研修会		2,000,000	-2,000,000			0	
胃がんX線検診 勉強会に関する事業	180,000	300,000	-120,000	600,000	100,000	500,000	
④ 胃X線読影勉強会(年3回 参加者200名)	180,000	300,000	-120,000	600,000	100,000	500,000	
読影基準に関する事業	0	515,000	-515,000	0	0	0	
⑤ 読影基準作成作業部会会議		15,000	-15,000				
⑥ 読影基準検討会(6回)		500,000	-500,000				
透視観察手順に関する事業	0	30,000	-30,000	0	0	0	
⑦ 透視観察手順検討会	0	30,000	-30,000				
胃がんX線検診指導講師の任命・更新に関する事業	0	90,000	-90,000	0	100,000	-100,000	
⑧ 指導講師任命・更新あり方会議	0	30,000	-30,000				
⑨ 任命・更新事業	0	60,000	-60,000		100,000		
委員会会議 その他	0	960,000	-960,000	0	760,000	-760,000	
⑩ 定例会議(月1回)、プレ会議(毎週水)	0	210,000	-210,000		10,000		
⑪ 委員会運営費・事務局関係	0	750,000	-750,000		750,000		
オンライン事業(共通)				0	4,141,000	-4,141,000	
インターネット出願システム					3,350,000		
機材(PC,カメラ、動画編集ソフト、デジタルビデオ、TV会議システム)					500,000		
オンラインワークスペースほか					201,000		
					90,000		
教育研修・学術集会委員会	2,740,000	2,697,000	43,000	650,000	91,800	558,200	
教育研修に関する事業	240,000	197,000	43,000	100,000	29,100	70,900	
⑫ 基準撮影法講習会 web開催	80,000	18,000	62,000	100,000	9,000		9月web開催
⑬ 第2回読影・基準撮影法講習会	80,000	121,000	-41,000				
⑭ 第3回読影・基準撮影法講習会	80,000	28,000	52,000				
⑮ 教育研修・学術集会委員会会議	0	30,000	-30,000		20,100		
学術集会に関する事業	2,500,000	2,500,000	0	550,000	62,700	487,300	
⑯ 学術集会 web開催	2,500,000	2,200,000	300,000	550,000	62,700		
⑰ 学術集会会議他		300,000	-300,000			0	
支部運営委員会	1,253,500	4,235,000	-2,981,500	0	766,000	-766,000	
⑱ 支部運営費	0	1,427,000	-1,427,000		320,000		7支部合計
⑲ 企画立案事業	1,172,500	2,553,000	-1,380,500		446,000		
⑳ 指導員事業	81,000	255,000	-174,000		0	0	
広報・編集委員会	720,000	810,000	-90,000	720,000	810,000	-90,000	
㉑ ホームページ運営事業	720,000	810,000	-90,000	720,000	810,000	-90,000	
財務委員会	0	10,000	-10,000	0	10,000	-10,000	
㉒ 財務委員会会議	0	10,000	-10,000	0	10,000	-10,000	
運営委員会	0	812,140	-812,140	0	20,000	-20,000	
㉓ 理事会(春期)	0	47,000	-47,000	0	0	0	
㉔ 運営委員会会議	0	765,140	-765,140	0	20,000	-20,000	
本部事務局	2,901,000	6,312,880	-3,411,880	2,630,500	3,954,495	-1,323,995	
㉕ 会員組織事業							
理事会費	650,000	0	650,000	650,000	0	650,000	10000×65人
一般会員	2,076,000	0	2,076,000	1,968,000		1,968,000	2000×984人
会費(未収金予測)	0	1,700,000	-1,700,000			0	規約脱会未実施
新入会員	175,000	0	175,000	12,500	0	12,500	25人(R2年度実績より)
人件費	0	3,645,828	-3,645,828	0	3,226,345	-3,226,345	事務員給与保険料など
備品雑費	0	300,000	-300,000	0	50,000	-50,000	文具消耗備品
会計処理料(顧問・決算作成)	0	667,052	-667,052	0	678,150	-678,150	会計事務所
事業予算 合計	20,794,500	27,622,020	-6,827,520	4,600,500	17,953,295	-13,352,795	
㉖ 前年度繰越金	30,335,313	0	30,335,313	30,527,803	0	30,527,803	
X線検診精度管理・評価委員会	14,352,174	0	14,352,174	14,160,739	0	14,160,739	
教育研修委員会事業	657,501	0	657,501	657,505	0	657,505	
胃X線精度管理研究委員会	3,385,766	0	3,385,766	3,510,736	0	3,510,736	
支部運営委員会	1,508,981	0	1,508,981	4,658,522	0	4,658,522	
広報委員会	174,754	0	174,754	274,754	0	274,754	
運営委員会	1,216,195	0	1,216,195	1,651,746	0	1,651,746	
本部事務局	9,039,942	0	9,039,942	5,613,801	0	5,613,801	
総事業費 ①～㉖	51,129,813	27,622,020	23,507,793	35,128,303	17,953,295	17,175,008	

NPO 法人 日本消化器がん検診精度管理評価機構
胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度規程

(目的)

第 1 条

この規程は、NPO 法人 日本消化器がん検診精度管理評価機構(以下、NPO 精管構)の胃がん X 線検診技術部門資格審査制度規程(以下、技術部門資格審査制度規程)に従い、同規程第 5 条に定める資格審査として胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度試験(以下、技術 B 検定)を実施することで、消化器がん検診のうち主に胃がん X 線検診に関し、基本的な撮影技術と学識を有する診療放射線技師、診療エックス線技師あるいは医師に資格を授与し、検診精度の安定と向上、ひいては国民の健康に寄与することを目的とする。

(技術 B 検定)

第 2 条

1. NPO 精管構は、技術部門資格審査制度規程および本規程に従って実施する資格審査に合格し、所定の手続きを完了した者に対して「胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度合格証明証(以下、技術 B 検定制度合格証明証)」を発行する。
2. 前項の「技術 B 検定制度合格証明証」は、NPO 精管構が他の学術団体などに対し、胃がん X 線検診を担当する基本的な技術を備えるとともに、胃がん検診に関する基本的な学識を有することを証明するものである。
3. NPO 精管構は、技術部門資格審査制度規程および本規程に従って実施する資格審査に合格し、所定の手続きを完了した者に対して「胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度証明証(以下、技術 B 検定制度資格証明証)」を授与する。
4. 前項の「技術 B 検定制度資格証明証」は、胃がん X 線検診を担当する基本的な技術を備えるとともに、胃がん検診に関する基本的な学識を有することを NPO 精管構が公認するものである。

(技術部門 B 資格検定制度実施委員会)

第 3 条

1. 公正かつ円滑な技術 B 検定制度の実施を目的として、X 線検診精度管理・評価委員若干名と支部技師代表あるいは支部医師代表、または支部医師代表と支部技師代表が推薦する胃がん X 線検診指導講師または胃がん X 線検診指導員からなる技術部門 B 資格検定制度実施委員会(以下、実施委員会)を設置する。
2. 技術 B 検定制度実施委員会の委員長は、X 線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X 線検診精度管理・評価委員会委員長が任命する。

(実施と公示)

第4条

1. 技術 B 検定は毎年 1 回実施するものとする。
2. 技術 B 検定の期日および必要な事項は、毎年度 NPO 精管構のホームページに公示する。

(受験資格)

第5条

技術 B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 受験を申請する時点で日本国の診療放射線技師あるいは診療エックス線技師あるいは医師免許証を有していること。
- (2) 検定の手続き(第 6 条の手続き、第 7 条の申請書類をいう)を満たしていること。

(手続き)

第6条

1. 技術 B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局に申請書類を請求する。
2. 申請書類の請求期間は、原則として毎年度 2 月第 2 月曜日から 4 週間とする。
3. 技術 B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を記入した申請書類(NPO 精管構本部事務局保管)に NPO 精管構本部事務局宛の資格審査料と胃がん X 線検診技術部門 B 資格講習会受講料の振替払込請求書兼受領証の写しを添付し、NPO 精管構本部事務局に提出する。
4. 申請書類の本部事務局受付期間は、毎年度 4 月第 1 月曜日から 3 週間とする。
5. いったん納入された資格審査料と受講料は返還しない。

(申請書類)

第7条

1. 技術 B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書類一式を所定の封筒を用いて所定の期日までに NPO 精管構本部事務局に提出するものとする。
 - (1) 技術 B 検定受験申請書
 - (2) 胃 X 線検査実施状況調査票
 - (3) 受験票
 - (4) 診療放射線技師免許証の写しあるいは診療エックス線技師免許証の写しあるいは医師免許証の写し
 - (5) 資格審査料および受講料の振替払込請求書兼受領証の写し
 - (6) 受験票用返信用封筒
2. 技術 B 検定を受けようとする者は、X 線画像借用ならびに提出申請書および胃 X 線画像

提出許可書を X 線画像に添付して、検定試験当日、所定の場所に提出するものとする。

3. X 線検診精度管理・評価委員会は、前第 1 項から第 2 項までの手続きを、インターネットを活用した方式(オンライン申請)に変更することができる。

(1) 前第 2 項の手続きをインターネットを活用した方式(オンライン申請)に変更した場合には、X 線画像借用ならびに提出申請書および胃 X 線画像提出許可書は、所定の場所(URL, アドレス)に提出し、X 線画像は所定の期日までに所定の場所に提出するものとする。

4. 前項ならびに前々項の申請書類が提出されていない場合には、技術 B 検定の受験を認めない。

(資格審査要件)

第 8 条

1. 技術 B 検定の資格審査の要件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請書類一式

(2) 胃がん X 線検診技術部門 B 資格 e-ラーニング講習の受講実績

(3) 筆記試験

(4) 技能検定

2. 筆記試験はマークシート方式とする。

3. X 線検診精度管理・評価委員会は、前第 2 項をインターネットを活用した方式(オンライン試験)に変更することができる。

(合否判定)

第 9 条

1. 技術 B 検定実施委員会は前条第 1 項第 2 号から第 4 号の実施結果を X 線検診精度管理・評価委員会に報告する。

2. X 線検診精度管理・評価委員会は技術 B 検定の合否を判定し、技術 B 検定実施委員会と運営委員会に報告する。

(証明書と登録)

第 10 条

1. X 線検診精度管理・評価委員長は、技術 B 検定の合否結果を理事長、技術部門検定委員会および申請者の所属する支部技師代表と支部医師代表に通知する。

2. NPO 精管構本部事務局は、技術 B 検定の合否を申請者に通知する。

3. 技術 B 検定に合格した者は、当 NPO 法人以外の学術団体や組織に対して技術 B 検定に合格したことを証明する「技術 B 検定合格証明証」ないしは当法人が独自に技術 B 検定に合格したことを証明する「技術 B 検定資格証明証」、もしくはその両方の発行を申請することができる。

4. 技術 B 検定合格証明証の発行を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、発行料の振替払込請求書兼受領証の写を添えて NPO 精管構本部事務局に郵送する。
5. 「技術 B 検定資格証明証」の発行を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、発行料の振替払込請求書兼受領証の写を添えて NPO 精管構本部事務局に郵送する。
6. NPO 精管構本部事務局は、「技術 B 検定合格証明証」ないしは「技術 B 検定資格証明証」もしくはその両方の発行手続きを完了した者に証明証を発行する。
7. NPO 精管構本部事務局は、「技術 B 検定合格証明証」ないしは「技術 B 検定資格証明証」もしくはその両方を発行した者の全てを、技術 B 検定の資格を取得した者として NPO 精管構に登録する。
8. NPO 精管構本部事務局は、X 線検診精度管理・評価委員会の同意の下に前第 3 項から第 5 項の手続きを、インターネットを活用した方式(オンライン申請)に変更することができる。

(技術 B 検定資格の更新)

第 11 条

1. 技術 B 検定の資格更新は 5 年毎とする。
2. 更新には、技術 B 検定の資格を取得していることの証明を要する。
3. 更新には、当法人が指定する講習あるいは胃がん X 線検診技術部門 B 資格 e-ラーニング講習の受講と技能検定を要する。
4. 更新の合否決定は、X 線検診精度管理・評価委員会が行う。

(更新の保留)

第 12 条

1. 更新に必要な要件が不十分と考えられる場合など、更新ができないときは所定の書類(胃がん X 線検診技術部門 B 資格更新保留申請書)を請求のうえ提出することにより更新手続きを保留することができる。
2. 保留期間は 1 年ないし 2 年の年度単位とし、最長でも 2 年間を限度とする。
3. 保留期間中は、技術 B 検定資格取得者と呼称することはできない。
4. 保留期間終了後の更新年度から 5 年間を再登録期間とする。

(附則)

1. この規程は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
2. 2022 年度の技術 B 検定では第 6 条(手続き)における申請書類の請求期間と受付期間を別途定め、当法人のホームページ上に告知する。
3. この規程の改廃は、運営委員会の審議により 2 分の 1 以上の同意を得て、理事会の承認

を要す.

平成 23 年 02 月 16 日 施行

平成 24 年 11 月 17 日 改訂

平成 25 年 12 月 07 日 改訂

平成 27 年 11 月 28 日 改訂

令和 03 年 7 月 1 日 改訂

NPO 法人 日本消化器がん検診精度管理評価機構
胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定制度規程

(目的)

第 1 条

この規程は、NPO 法人 日本消化器がん検診精度管理評価機構（以下、NPO 精管構）の胃がん X 線検診資格審査制度規程（以下、資格審査制度規程）に従い、同規程第 2 条に定める資格審査として胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定制度試験（以下、読影 B 検定）を実施することで、消化器がん検診のうち主に胃がん X 線検診において、読影に関する知識と学識を有する医師あるいは診療放射線技師、診療エックス線技師の基本的な資質を検定することを目的とする。

(読影 B 検定)

第 2 条

1. NPO 精管構は、資格審査制度規程および本規程に従って読影 B 検定を実施し、これに合格し、所定の手続きを完了した者に対して「胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定制度合格証明証（以下、読影 B 検定制度合格証明証）」および「胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定制度資格証明証（以下、読影 B 検定制度資格証明証）」を発行する。
2. 前項の「読影 B 検定制度合格証明証」は、NPO 精管構が他の学術団体などに対し、胃がん X 線検診において基本的な読影に関する知識と学識を有することを証明するものである。
3. 前々項の「読影 B 検定制度資格証明証」は、胃がん X 線検診において基本的な読影に関する知識と学識を有することを NPO 精管構が独自に公認するものである。

(読影部門 B 資格検定制度試験実施委員会)

第 3 条

1. 公正かつ円滑な読影 B 検定制度の実施を目的として、X 線検診精度管理・評価委員若干名と支部技師代表あるいは支部医師代表、または支部医師代表と支部技師代表が推薦する胃がん X 線検診指導講師または胃がん X 線検診指導員からなる読影部門 B 資格検定制度試験実施委員会（以下、読影 B 検定制度実施委員会）を設置する。
2. 読影 B 検定制度実施委員会の委員長は、X 線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X 線検診精度管理・評価委員会委員長が任命する。

(実施と公示)

第 4 条

1. 読影 B 検定は毎年 1 回実施するものとする。
2. 読影 B 検定の期日および必要な事項は、毎年度 NPO 精管構のホームページに公示す

る.

(受験資格)

第 5 条

読影 B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 受験を申請する時点で日本国の医師免許証あるいは診療放射線技師免許証あるいは診療エックス線技師免許証を有していること。
- (2) 検定の手続き（第 6 条の手続き，第 7 条の申請書類をいう）を満たしていること。

(手続き)

第 6 条

1. 読影 B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構のホームページ上で受験申請書類を請求する。
2. 申請書類の請求期間は、原則として毎年度 2 月第 2 月曜日から 4 週間とする。
3. 読影 B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を記入した申請書類正 1 通に資格審査料および資格審査に関する費用の振替払込請求書兼受領証の写を添付し、NPO 精管構本部事務局に郵送する。
4. 申請書類の受付期間は、毎年度 4 月第 1 月曜日から 3 週間とする。
5. NPO 精管構本部事務局は申請書類一式の記載事項を点検した後に、読影 B 検定を受けようとする者に対し個別に受験票を郵送するとともに、読影 B 検定の開催地のある支部事務局に対し、読影 B 検定を受けようとする者の読影 B 検定受験申請書を一括して郵送する。
6. いったん納入された資格審査料と資格審査に関する費用は返還しない。

(申請書類)

第 7 条

1. 読影 B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書類一式を所定の封筒を用いて所定の期日までに NPO 精管構本部事務局に提出するものとする。
 - (1) 読影 B 検定受験申請書
 - (2) 受験票
 - (3) 医師免許証の写しあるいは診療放射線技師免許証の写しあるいは診療エックス線技師免許証の写し
 - (4) 資格審査料および資格審査に関する費用の振替払込請求書兼受領証の写し
 - (5) 受験票用返信用封筒
2. X 線検診精度管理・評価委員会は、前第 1 項から第 5 項までの手続きを、インターネットを活用した方式(オンライン申請)に変更することができる。
3. 前項の申請書類一式が提出されていない場合には、読影 B 検定の受験を認めない。

(資格審査要件)

第 8 条

1. 読影 B 検定の資格審査の要件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 申請書類一式

(2) 胃がん X 線検診読影部門 B 資格 e-ラーニング講習の受講実績

(3) 筆記試験

2. 筆記試験はマークシート方式とする。

3. X 線検診精度管理・評価委員会は、前第 2 項をインターネットを活用した方式(オンライン試験)に変更することができる。

(合否判定)

第 9 条

1. 読影 B 検定実施委員会は前条第 3 号の実施結果を X 線検診精度管理・評価委員会に報告する。

2. X 線検診精度管理・評価委員会は、読影 B 検定の合否を判定し、読影 B 検定実施委員会と運営委員会に報告する。

(証明書と登録)

第 10 条

1. X 線検診精度管理・評価委員長は、読影 B 検定の合否結果を、理事長および申請者の住居ないしは勤務地のある支部医師代表と支部技師代表に通知する。

2. NPO 精管構本部事務局は、読影 B 検定の合否を読影 B 検定を受けた者に通知する。

3. 読影 B 検定に合格した者は、当 NPO 法人以外の学術団体や組織に対して読影 B 検定に合格したことを証明する「読影 B 検定合格証明証」ないしは当法人が独自に読影 B 検定に合格したことを証明する「読影 B 検定資格証明証」、もしくはその両方の発行を申請することができる。

4. 「読影 B 検定合格証明証」ないしは「読影 B 検定資格証明証」の発行と読影部門 B 資格の登録を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、証明証発行および資格登録料の振替払込請求書兼受領証の写を添えて NPO 精管構本部事務局に郵送する。

5. NPO 精管構本部事務局は、「読影 B 検定合格証明証」ないしは「読影 B 検定資格証明証」もしくはその両方の発行手続きを完了した者に証明証を発行し、読影 B 検定の資格を取得した者として NPO 精管構に登録する。

6. NPO 精管構本部事務局は、X 線検診精度管理・評価委員会の同意の下に前第 3 項から第 4 項の手続きを、インターネットを活用した方式(オンライン申請)に変更することがで

きる。

(読影 B 検定資格の更新)

第 11 条

1. 読影 B 検定の資格更新は 5 年毎とする。
2. 更新には、読影 B 検定の資格を取得していることを NPO 精管構が証明する読影 B 検定合格証明証ないしは読影 B 検定資格証明証を要する。
3. 更新には、当法人が指定する講習あるいは胃がん X 線検診読影部門 B 資格 e-ラーニング講習の受講と検定試験の受験を要する。
4. 更新の合否決定は、X 線検診精度管理・評価委員会が行う。

(更新の保留)

第 12 条

1. 更新に必要な要件が不十分と考えられる場合など、更新ができないときは所定の書類（胃がん X 線検診読影部門 B 資格更新保留申請書）を請求のうえ提出することにより更新手続きを保留することができる。
2. 保留期間は 1 年ないし 2 年の年度単位とし、最長でも 2 年間を限度とする。
3. 保留期間中は、読影 B 検定資格取得者と呼称することはできない。
4. 保留期間終了後の更新年度から 5 年間を再登録期間とする。

(附則)

1. この規程は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
2. この規程の改廃は、運営委員会の審議により 2 分の 1 以上の同意を得て、理事会の承認を要す。
3. 平成 24 年度読影 B 検定では第 6 条（手続き）における申請書類の請求期間と受付期間を別途定め、当法人のホームページ上に告示する。
4. 前項と同様、2022 年度読影 B 検定では申請書類の請求期間と受付期間を別途定め、当法人のホームページ上に告示する。

平成 24 年 11 月 18 日 施行

平成 25 年 04 月 20 日 改訂

令和 03 年 7 月 1 日 改訂

2021年度(～2022年度)NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構役員(表)

理事長	馬場 保昌	東京	退任
副理事長	杉野 吉則	東京	再任
副理事長	八巻 悟郎	東京	再任
理事	入口 陽介	東京	再任
理事	吉田 諭史	東京	再任
理事	安保 智典	北海道	再任
理事	宮川 国久	長野	再任
理事	石川 勉	栃木	退任
理事	中原 慶太	佐賀	再任
理事	吉村 平	三重	退任
理事	丹羽 康正	愛知	再任
理事	萩原 武	北海道	再任
理事	仲村 明恒	東京	再任
理事	小田 丈二	東京	再任
理事	水谷 勝	東京	再任
理事	土亀 直俊	熊本	再任
理事	松川 正明	東京	再任
理事	剛崎 寛徳	東京	再任
理事	丸山 保彦	静岡	退任
理事	草加 勝康	岡山	退任
理事	加藤 勝章	宮城	再任
理事	森田 秀祐	福岡	再任
理事	松尾 祥弘	大阪	再任
理事	伊藤 高広	奈良	再任
理事	高橋 裕司	岐阜	新任
理事	木村 俊雄	神奈川	再任
理事	佐藤 清二	東京	再任
理事	鶴田 恭央	東京	再任
理事	浅田 栄一	東京	再任
理事	岡田 義和	東京	再任
理事	工藤 泰	東京	再任
理事	福岡 良和	神奈川	再任

理事	北川 まゆみ	東京	再任
理事	重松 綾	東京	再任
理事	高橋 伸之	北海道	再任
理事	稲葉 雅志	青森	再任
理事	宮田 和則	新潟	再任
理事	西川 孝	三重	再任
理事	中谷 恒夫	富山	再任
理事	藤澤 靖	京都	再任
理事	中村 信美	山口	再任
理事	板谷 充子	兵庫	再任
理事	前川 進	兵庫	再任
理事	芳野 克洋	大阪	再任
理事	石川 祐三	広島	再任
理事	平 定一郎	岡山	再任
理事	中園 直幸	大阪	再任
理事	村上 誠一	山口	退任
理事	村岡 勝美	千葉	再任
理事	川上 哲弘	神奈川	再任
理事	柏木 秀樹	大阪	再任
理事	石本 裕二	福岡	再任
理事	中村 祐二郎	東京	再任
理事	富樫 聖子	東京	再任
理事	小牟田 学	北海道	再任
理事	松谷 基広	岩手	再任
理事	中村 真	神奈川	再任
理事	鷲見 和幸	東京	再任
理事	見本 真一	神奈川	再任
理事	菅野 宏之	宮城	新任
理事	大森 正司	埼玉	新任
理事	下山田 明	福島	新任
監事	原田 容治	東京	再任
監事	小川 利政	大阪	再任

※印の現任役員については、現在確認中です

決算報告書

令和02年度

自 令和02年 4月 1日

至 令和03年 3月31日

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

貸借対照表

令和03年 3月31日現在

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

(単位:円)

科 目	2019年度(R02/3)	2020年度(R03/3)	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	30,335,313	30,824,315	489,002
現金	997,731	264,859	732,872
普通預金	29,337,582	30,559,456	1,221,874
前払費用	140,342	22,000	118,342
仮払金	200,000	0	200,000
流動資産合計	30,675,655	30,846,315	170,660
2. 固定資産			
有形固定資産			
工具器具備品	1,190,776	1,190,776	0
減価償却累計額	1,190,768	1,190,768	0
有形固定資産合計	8	8	0
無形固定資産			
ソフトウェア	0	769,500	769,500
無形固定資産合計	0	769,500	769,500
固定資産合計	8	769,508	769,500
資産合計	30,675,663	31,615,823	940,160
負債の部			
1. 流動負債			
仮受金	0	5,610,000	5,610,000
預り金	13,440	13,890	450
前受金	1,080,000	0	1,080,000
流動負債合計	1,093,440	5,623,890	4,530,450
負債合計	1,093,440	5,623,890	4,530,450
正味財産の部			
前期繰越正味財産	28,812,717	29,582,223	769,506
当期正味財産増減額	769,506	3,590,290	4,359,796
正味財産合計	29,582,223	25,991,933	3,590,290
負債及び正味財産合計	30,675,663	31,615,823	940,160

活動計算書

令和02年 4月 1日から令和03年 3月31日まで

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

科 目	2019年度(R02/3)	2020年度(R03/3)	増 減
経常収益			
1. 受取入金・会費	2,414,432	2,222,000	-192,432
受取入金会費	174,000	72,000	-102,000
受取会費	2,240,432	2,150,000	-90,432
2. 事業収益	18,209,022	1,663,492	-16,545,530
教育検定事業収益	3,698,590	1,593,492	-2,105,098
広 告 費	1,130,000	500,000	-630,000
参 加 登 録 費	706,000		-706,000
懇 親 会 費	180,000		-180,000
展 示 費	500,000		-500,000
寄 付 金	10,000		-10,000
講 習 会 資 料 代 費	87,500		-87,500
講 習 会 参 加 費	1,085,090	1,093,492	8,402
個人検定事業収入	14,510,432	70,000	-14,440,432
受 験 料	7,744,432		-7,744,432
証 明 証 料	6,766,000	70,000	-6,696,000
3. その他収益	161	207	46
受 取 利 息	161	207	46
経常収益計	20,623,615	3,885,699	-16,737,916
経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			0
人件費計	-	-	
(2) その他経費			
旅 費 交 通 費	3,995,289	4,240	-3,991,049
会 場 費	2,250,804	162,600	-2,088,204
事 務 通 信 雑 費	1,546,782	120,000	-1,426,782
印 刷 製 本 費	2,856,226	170,902	-2,685,324
発 送 通 信 費	839,117	487,180	-351,937
消 耗 品 費	313,865	185,371	-128,494
会 議 費	553,000	5,776	-547,224
運 営 費	981,940	869,100	-112,840
支 払 手 数 料 費	1,133,825	95,220	-1,038,605
雑 費	77,253	6,812	-70,441
その他経費計	14,548,101	2,107,201	-12,440,900
事業費計	14,548,101	2,107,201	-12,440,900
2. 管理費			
(1) 人件費			
給 料 手 当 費	3,232,091	3,416,283	184,192
法 定 福 利 費	481,569	498,049	16,480
人件費計	3,713,660	3,914,332	200,672
(2) その他経費			
旅 費 交 通 費	29,100		-29,100
通 信 費	124,842	110,536	-14,306
消 耗 品 費	9,700	158,400	148,700
支 払 手 数 料		11,220	11,220
支 払 報 酬 料	702,999	671,000	-31,999
租 税 公 課 費	569,000	462,800	-106,200
減 価 償 却 費		40,500	40,500
雑 損	156,707		-156,707
その他経費計	1,592,348	1,454,456	-137,892
管理費計	5,306,008	5,368,788	62,780
経常費用計	19,854,109	7,475,989	-12,378,120
経常外収益			
経常外収益計	-	-	
経常外費用			
経常外費用計	-	-	
当期正味財産増減額	769,506	3,590,290	4,359,796
前期繰越正味財産	28,812,717	29,582,223	769,506
次期繰越正味財産	29,582,223	25,991,933	-3,590,290

財産目録

令和03年 3月31日現在

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	264,859	
		本部		1,130	
		事務局		100	
		運営委員会		25,057	
		胃x線精度管理委員会		75,060	
		広報編集委員会		0	
		X線検診精度管理・評価委員会		59,923	
		教育研修委員会		81,016	
		支部運営委員会		2,940	
		北海道		0	
		東北		632	
		関東甲信越		0	
		東海北陸		0	
		近畿		19,001	
		中国四国		0	
		九州		0	
		預金		普通預金	30,559,456
				本部	5,613,801
				事務局	6,278,151
	運営委員会		1,626,689		
胃x線精度管理委員会	3,510,736				
広報編集委員会	174,754				
X線検診精度管理・評価委員会	7,822,665				
教育研修委員会	576,489				
支部運営委員会	4,655,582				
北海道	0				
東北	0				
関東甲信越	0				
東海北陸	300,001				
近畿	588				
中国四国	0				
九州	0				
前払費用		22,000			
流動資産合計				30,846,315	
(固定資産)	工具器具備品		1,190,776		
	減価償却累計額		1,190,768		
	工具器具備品		8		
	ソフトウェア		769,500		
固定資産合計				769,508	
資産合計				31,615,823	
(流動負債)	預り金		13,890		
	仮受金		5,610,000		
流動負債合計				5,623,890	
負債合計				5,623,890	
正味財産				25,991,933	

監査報告書

NPO 法人日本消化器がん検診精度管理評価機構

理 事 長 馬場 保昌

理事長代行 杉野 吉則

2021年 6月 12日

監 事
原 田 容 治 

2021年 6月 12日

監 事
小 川 利 政 

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの業務執行状況、貸借対照表
及び財産目録、正味財産増減計算書並びに関係諸帳票、証拠書類につきまして監査いたし
ました結果、適法かつ正確であることを認めます。